

# 第2章 福祉の未来

## 1. 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みの充実

### ■ 現状と課題

急速な高齢化に伴って、ひとり暮らしの高齢者（独居高齢者）の増加が進むとともに、多くの高齢者がそれぞれ多様な考え方や生き方を持ち、暮らしのニーズもますます多様化しています。住み慣れた地域で住み続けられるための地域福祉、在宅福祉を推進するため、行政・事業者・団体・住民が連携し、地域でのきめ細かい福祉サービスを充実させるとともに、地域で見守り、支え合っていくための仕組みを作ることが必要です。

また、障がい者についても、地域での自立した生活を支援することを基本として、その環境整備や地域での体制や仕組みづくりが課題です。また、近年の障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定を踏まえ、障がい者に対する虐待や差別をなくすため、早期発見や事案への対応、介護負担の軽減などによる養護者などの支援、周囲への理解浸透も重要となっています。

また、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援などがなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。今後、自治体が適切な情報提供を行い、避難支援など関係者との協働により円滑に要支援者の避難を支援することが重要です。

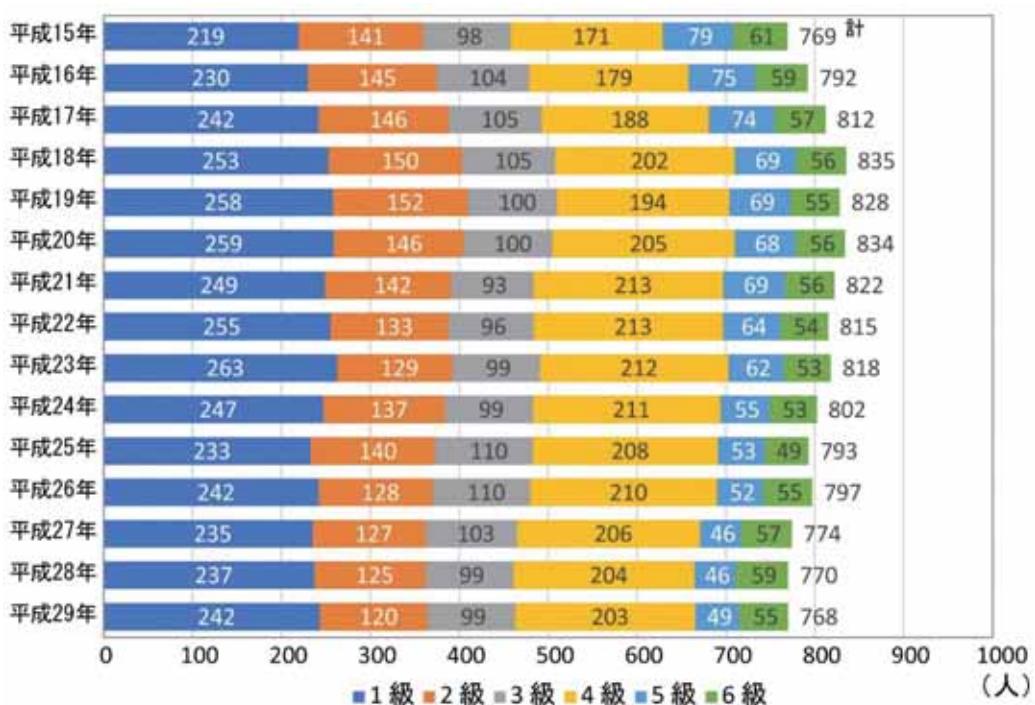
本町では、高齢者福祉計画及び障害者計画に基づいて、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、個人が人としての尊厳を持ち、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を営めるよう、各種サービスの充実と住民主体の支え合いの仕組みづくりを目指していきます。

そのためには、高齢者・障がい者を支える人手不足の解消、独居高齢者への支援、交通弱者への対応などが大きな課題であり、行政・事業者・団体・住民などの関係者同士の情報共有の場づくりをはじめ、医療・介護・福祉の連携による高齢者や障がい者の地域での生活を支える体制と環境づくりが求められています。



出典：住民基本台帳

等級別障がい者数の推移



出典：身体障害者手帳交付台帳



食の自立支援事業（配食サービス）



生きがい対応型デイサービス

## 施策の体系

## ①住み慣れた地域で住み続けられる福祉サービスの充実

在宅で自立して地域で暮らし続けることを基本として、個々の住民がそれぞれの意志に基づき、ニーズに対応できる福祉社会を目指します。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
地域密着型 の在宅福祉 推進サービス を充実する	食の自立支援 事業	独居高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者または障がい者の属する世帯で食事を作ることが困難な方に週14回(昼・夕)まで配食を行い、生活の自立を支援する。	○	○	福祉課
	生活管理短期 宿泊事業	基本的生活習慣が欠如していたり対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対し、一時的に養護老人ホームなどで日常生活の指導・支援を行う。	○	○	福祉課
	自立支援協議会 運営事業	障がい者の自立支援を検討する組織として、総合的な自立支援のあり方や施策の進め方などを検討し、有効に機能するよう運営を進める。	○	○	福祉課
	障がい者居宅 支援事業	自立支援給付で介護給付(居宅介護、児童デイサービス、短期入所など)や、訓練等給付(就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助など)を実施する。	○	○	福祉課
	介護保険事業 (介護給付・予防給付)居宅サ ービス・介護予 防サービス	要介護(要支援)認定により常時介護を要する状態もしくは、悪化の防止に資する支援を要すると見込まれる状態の者には、程度に応じたサービスを提供する。	○	○	福祉課
	地域支援事業 (介護予防・日 常生活支援総 合事業)	要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となつた場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	○	○	福祉課
	地域支援事業 (包括的支援事業)	独居高齢者及び高齢者世帯などを対象とした相談援助業務を地域包括支援センターと連携して行う。	○	○	福祉課
	市町村特別給付 (おむつ購入費 支給事業)	要介護認定により「要支援2」以上と認定された在宅の要介護者に対し、おむつ購入費の助成を行う。	○	○	福祉課

高齢者・障がい者の自立した生活支援のための環境整備を充実する	障がい者への理解浸透や支援拡大	障害者計画に基づき、人権問題に関する普及・啓発の実施による障がい者への理解の浸透や、公共施設のユニバーサルデザイン化の推進、当事者団体や専門機関などとの連携により、障がい者や家族への支援を広げる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	在宅老人緊急通報体制整備事業	独居高齢者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ的確な対応を図る。通報先:要介護者→民間警備会社、そのほか→消防本部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	住宅改造助成事業	在宅の要介護高齢者がいる世帯に対し、住宅の改造費を助成し、対象者の在宅での自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	高齢者食生活改善事業	高齢者むけの料理教室などの開催により、食生活の改善を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	重度心身障がい者医療費給付事業	満1歳以上の重度障がい者(児)に対し、医療費の一部を助成する。対象者(児):身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	障がい者住宅改造助成事業	65歳未満の重度障がい者(児)に対し、障がい者(児)の自立促進及び介護者の負担軽減を図るために、住宅改造に必要な経費を助成する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	補装具費支給事業	身体障がい者(児)で補装具の交付または修理が必要な方に、補装具費の支給を行う。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	自立支援医療【更正医療】給付事業	身体障がい者の障がいを軽減して、日常生活能力や職業能力を回復・改善するために、必要な医療(手術)に対し医療費の助成を行う。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	地域生活支援事業	地域生活支援事業で地域活動支援センター・相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・日中一時支援事業・生活サポート事業・成年後見制度利用支援事業などを実施する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	高齢者・障がい者虐待防止事業	障害者虐待防止法や障害者差別解消法を受けて、障害者虐待防止センターを対応窓口として、高齢者・障がい者に対する虐待・差別の早期発見や事案への対応、養護者などの支援(介護負担の軽減など)、周囲への理解浸透を行う。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課

## 施策の体系

### ②地域で福祉を支えるための組織・人材づくりと活動支援

緊急時も平常時も地域で福祉を支えるための地域活動支援や人材育成を進めます。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
地域での福祉活動支援を進める	全地区でのサロンの設置・実施	町や施設、住民が連携しながら、全地区でのサロンの設置や募集提案型サロンの実施を通して、町独自の介護予防事業を展開する。	○	○	福祉課
	老人クラブ助成事業	老人クラブ及び町老人クラブ連合会の管理運営の一部を助成することにより、高齢者の活動促進を図る。	○	○	福祉課
	障がい者団体助成事業	障がい者団体、ボランティア団体へ助成し、活動促進を図る。	○	○	福祉課
	医療・介護・福祉関係者のネットワークの形成	八代地域の医療・介護・福祉関係者のネットワークを形成し、定期的な情報交換を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築にむけて医療・介護・福祉の連携を図る。まずは、八代地域で八代市医師会、八代郡医師会、八代市、氷川町の4者で地域包括ケアシステム構築にむけ取り組んでいる在宅医療・介護連携推進事業において、多職種による研修会や講演会などへの関係者の参加を促し、ネットワーク形成を図る。	○	○	福祉課
	在宅生活への支援、高齢者の見守り体制の確立	町や施設、住民が連携しながら、高齢者の見守り体制を確立するとともに、在宅生活を支援する仕組みを構築する。	○	○	福祉課

緊急時の支 える仕組み を検討する	避難行動要支援 者名簿の充実と 個別計画の作成	災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、災害時の避難支援の共助と公助を推進するため、要支援者の個別計画を作成する。また、災害時の福祉避難所の開設にむけて、開設方法を検討する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	緊急時医療等 情報カードの配置	氏名・連絡先・血液型・血圧・保険証・かかりつけ医など、最低限の医療情報を記入したカードを、独居高齢者、老老介護の世帯、避難行動要支援者などに配置する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
地域で福祉 を支える人材 を養成する	福祉を支える 人材の確保・支援	町内や隣接自治体を含めた人材バンクなどの仕組みの確立や、ボランティア育成、専門学校卒業者などに対する地元での就職など、福祉を支える人材を確保するための支援を行う。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	健康・福祉の 地区の担い手 の充実	地区における健康づくりや見守りなどの健康・福祉の担い手として、高齢者による地区内シルバーボランティア活動に対して、組織化や活動への支援の充実を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	福祉教育の充実	地区での体験的な福祉教育機会の充実により、地区で福祉を考える子どもの育成を図る。(ボランティア体験の地区活動)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
介護する家 庭の支援を 充実する	在宅ねたきり 老人等介護手当	日常生活で常時介護を必要とするねたきり高齢者や認知症高齢者または重度心身障がい者(児)を在宅介護している者に対し、介護手当を支給し精神的・経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	高齢者や障がい 者を支える家族 の支援	障がいのある人や高齢者の支援・介護を担う家族の負担軽減・不安の解消など地域全体で家族の支援の充実を図る。発達障がい児(者)の子育て経験のある保護者が、その経験を活かして、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者などに対する相談・助言を行う「ペアレントメンター」養成事業及びコーディネーター養成・事業実施の協力をする。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課

### ③地域の福祉を支え、かつ専門的で高度なサービスを提供する 福祉施設の充実

拠点となる福祉施設の充実やサービスの充実に努めます。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
施設サービスの充実と福祉施設の充実を進める	施設サービス利用に係る利用者負担減免事業	介護保険施設サービスが必要な要介護認定者のうち、低所得者などに対して、利用する施設サービス費を助成する。	○	○	福祉課
	老人福祉施設措置事業	必要に応じて、養護老人ホームへの入所または委託、養護受託者への委託の措置を行う。	○	○	福祉課
	利用者に対する情報提供	介護施設の利用者に対し、各介護施設などの概要や介護用品のレンタル情報などについて情報提供を行うなどにより、施設を利用しやすくする仕組みを確立し、利用者の広域化を図る。	○	○	福祉課
	障がい者施設支援事業	施設に入所する障がい者の日常生活の支援を行う。	○	○	福祉課

## 2. 誰もが生きがいを持って暮らせる環境の充実

### ■ 現状と課題

医療技術の進歩により平均寿命が延びるとともに、健康寿命も延びています。本町においても65歳以上の高齢者数と割合が増加しており、多様な考え方や生き方を持った元気な高齢者が増えています。

国や各自治体において「生涯活躍のまち」の実現化が進むなど、元気な高齢者が多世代と交流しながら生きがいを持って活動的な生活を送り、必要に応じて医療や介護のケアを受けられる環境づくりが求められています。地域の中でそのような場や機会を創出するとともに、そこに参加しやすい環境（バリアフリーなど）を整えることが、健康でいきいきと暮らし、地域の活力を生み出すうえで重要な課題です。

これまで実施してきたふれあい大学事業の参加人数が減少傾向にあるため、より魅力的な内容で、より自主的な運営にしていく必要があります。



ふれあい大学レクリエーション活動



シルバー人材センターによる清掃活動

## 施策の体系

### ①高齢者をはじめ、障がい者など、誰もがいきいきと活躍できる仕組みの充実

生きがいの持てる仕事や活動の機会の充実を図ります。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
高齢者・障がい者の働く機会を創出する仕組みと体制を充実させる	シルバー人材センター運営費補助事業	町シルバー人材センターの運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の雇用の促進や活躍の場の創出を図る。高齢者の知恵、ノウハウを活用する場を調整するシステムを構築する。	○	○	福祉課
	各地区のまちづくり活動における高齢者の仕事の創出	各地区の老人クラブにおいて、地区別計画に沿った地区まちづくり活動との連携を図る。	○	○	福祉課
	障がい者の就労支援や、就労が難しい障がい者への支援、就労支援事業者への支援	障がい者の就労支援や、就労が難しい障がい者への支援、また、支援を行う事業者への支援などにより、障がい者の働く機会について支援を行う。	○	○	福祉課

## 施策の体系

### ②高齢者や障がい者の知恵や経験を活かした主体的な社会参加の促進

多様な社会参加の機会や社会参加を促す仕組みの充実を図ります。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
高齢者の社会参加の機会や仕組みを充実させる	ふれあい大学(高齢者学級)	知識と創造力を高め、温かい人間関係を構築することを目的として、一般教養や社会常識、趣味・娯楽、健康学習、体育レクリエーションなど意欲的な学習を行う。受講者(高齢者)を中心とした運営委員会を組織し、自主的な運営ができるように支援する。	○	○	生涯学習課

## 施策の体系

## ③ユニバーサルデザインによる人にやさしい環境づくり

地域の活動や各種の社会参加を支える地域や施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
ユニバーサルデザインの考え方の普及とその実践を推進する	ユニバーサルデザイン環境推進事業	国の基準及びガイドラインに基づき、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間施設のユニバーサルデザイン化を促進する。	○	○	福祉課



ユニバーサルデザインを取り入れた施設（八火図書館・宮原振興局）

### 3. いきいきと暮らすための健康づくり

#### ■ 現状と課題

生活習慣病や三大疾病の予防と健康の維持を目的とし、地域でのきめ細かい健康診断に基づく保健指導、予防活動を主眼とした健康づくり活動を行ってきましたが、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や、医療保険制度改革による高齢者の医療費負担の増加が見込まれるなど、健康づくりの推進や健康への自己責任意識を持つことが必要とされています。

平成27年度には、「虚血性心疾患死亡率の減少」「糖尿病腎症による新規透析患者数の減少」「脳血管疾患死亡率の減少」の3つの柱を目標とした取り組みを具体的なものとする「氷川町データヘルス計画」を策定しました。同計画に基づき、本町では、予防活動がさらに重要なものと考え、特定健診やがん検診受診率の向上を図るとともに、「自らの健康は自ら守る」という住民意識の定着を図ることが重要な課題となります。

健康志向の高まりとともに、スポーツ活動による健康づくりが重要となっています。小学校の運動部活動の社会体育移行を踏まえ、町内の社会体育団体が連携し、氷川型スポーツクラブの加入促進や施設の利用など住民が利用しやすいように調整を行うことが必要です。



住民健診



町民体育祭冬季大会

## 施策の体系

## ①健康寿命延伸のための予防・健診（検診）体制の充実

子どもから高齢者まであらゆる世代の予防サービスを充実させる。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
生涯を通じた適切な健 康診断受診 体制を充実 させる	乳幼児健診	4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健診を、健康センターにおいて、医師、歯科医師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、及び保育士を雇用し実施。発育、知能、運動の発達、栄養状態などのチェックを行う。また、健診前後の発育発達に関する支援は、必要な時期に地区担当保健師が訪問等を実施する。	○	○	町民課
	母子手帳交付・ 妊婦健診受診 票交付	母子手帳交付を行い、妊娠中の母子の異常を早期に発見し、母子ともに安全な出産を迎えるために保健指導を実施し、妊婦健診のための受診券を発行する。	○	○	町民課
	住民健診(若者 健診・特定健 診・後期高齢者 健診)	脳卒中、心臓病、高血圧などの生活習慣病予防を目的に健診を行い、指導や治療に結びつけ、生活習慣病の改善を図る。	○	○	町民課
	がん検診推進 事業	特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がん検診に関する無料クーポン券を配布することにより、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	○	○	町民課
	健診体制の整備 と未受診者対策	集団健診、個別医療機関健診、人間ドック、土日の健診実施など、住民のニーズに沿うよう検討を重ね、健診体制を整備する。未受診者に対して個別の受診勧奨を行う。	○	○	町民課
	医療費適正化 事業	特定健診などの実施率向上、糖尿病などの重症化予防、後発医薬品の数量シェアの数値目標達成、医薬品の適正使用などにより、住民の健康の保持と医療の効率的な提供を推進する。	○	○	町民課

予防活動を重視した健康推進活動を進める	特定保健指導・重症化予防事業	特定健診結果などをもとに、保健師・管理栄養士が個別の訪問指導を継続して行うことで、生活習慣の改善や重症化予防を図る。また、治療中の者については、医療機関と十分な連携を取りながら実施する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課
	歯科保健事業	乳幼児を対象にフッ素塗布、ブラッシング指導の実施。保育所、小・中学校ではブラッシング指導とフッ化物洗口の実施。小・中学校ではむし歯予防と歯周疾患予防のために教室を実施する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課 学校教育課
	予防接種事業	すべて個別接種で、都市医師会や県医師会と契約。法改正に伴い定期予防接種が増えているため、今後も適切に対応していく。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課
	一般介護予防事業	対象者把握事業で筋力の低下のほか問診などにより心身の機能の低下のみられる方に一般介護予防事業への参加を呼びかけ、トレーニングと交流を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	福祉課
	食生活改善推進員事業	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、食育活動や地区栄養教室などの推進活動の促進を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課
	メンタルヘルス相談事業	心の健康などの悩みを気軽に相談できるよう相談窓口の周知を行う。必要に応じて専門医などを紹介する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	町民課

## 施策の体系

## ②生涯スポーツ活動の推進

生涯を通じて誰もがスポーツによる健康づくりを進められるよう、スポーツへの参加の機会やスポーツ施設の充実を図ります。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
生涯を通じて誰もがスポーツによる健康づくりができる体制の充実を進める	体育協会活動支援事業	スポーツ愛好者による組織拡大と競技力の向上を目指し、各種目の自立と活性化に努めながら、財政面も含めて支援する。	○	○	生涯学習課
	住民のスポーツ活動推進	各地区で開催されているレクリエーション活動や幼児・児童の社会体育活動を基本として、子どもから高齢者までが身近にスポーツを楽しめるようにスポーツ推進委員や体育協会、総合型地域スポーツクラブなどと協力・連携しながら組織化を図り、人材を育成する。	○	○	生涯学習課
スポーツに親しむ機会の充実	町民体育祭	住民参加による体育祭として位置付け、年3回体育協会との共催事業として開催する。	○	○	生涯学習課
	地区スポーツ活動支援事業	各地区的スポーツ活動を促進し、これを核とした地域スポーツの育成・強化を推進していく。また、必要に応じて、スポーツ推進委員の派遣を行い支援する。	○	○	生涯学習課
スポーツ施設の充実	既存の身近なスポーツ施設の充実	既存施設の保全(修繕)と整備・充実に努め、利便性を高めるとともに利用拡大を図る。	○	○	生涯学習課
	拠点的スポーツ施設の整備	現在ある施設の有効利用に努め、スポーツ活動を推進するとともに、利用者のニーズに即した施設の充実を図り拠点化する。	○	○	生涯学習課
	多目的広場の整備	子どもから高齢者まで楽しめるようなスペースがあり、また、災害対応が可能な多目的に活用できる広場の整備を行う。	○		総務課

## 4. 誰もがお互いに人権を尊重し、協調して支え合う社会づくり

### ■ 現状と課題

豊かで活力に満ちた社会を築くために、男女がお互いを尊重しつつ、対等な協力関係を創り、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められます。本町でも、氷川町男女共同参画推進懇話会や氷川町男女共同参画行政推進委員会を発足させており、男女共同参画計画に基づき、性別に関わらず個々人の個性や能力が発揮できる、人権が尊重されるまちづくりを進めています。

人権同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動は、引き続き重要な課題です。特にいじめ問題や携帯電話などを使用した人権侵害などは増え続け、複雑化及び低年齢化しています。尊い命を守るためにも引き続き学校、地域、社会において啓発活動を続ける必要があります。

人権擁護に関する運動「人権の花」など、行政が主体となる事業と事業者が主体となる事業、それぞれが推進する部分と連携が必要な部分を明確にし、人権擁護活動を推進することが必要です。



人権啓発作品



人権の花運動（種飛ばし）

## 施策の体系

**①人権問題に関する普及・啓発の充実と人権意識の向上**

人権問題への理解と人権意識の向上のための活動を推進します。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
すべての住民が正しく人権問題を理解するための人権問題に関する普及・啓発活動を進める	人権問題に関する普及・啓発の推進	尊い命を大切にし、差別のない明るい潤いのあるまちづくりを推進するため、全住民が人権同和問題に対する正しい認識と理解を深めるように、あらゆる手段や機会を通して啓発活動や教育を行う。また、町人権啓発推進協議会により、人権作品の募集・展示、人権集会の開催などにより住民に対して人権啓発を図る。	○	○	総務課 学校教育課 生涯学習課 福祉課

## 施策の体系

**②男女共同参画社会づくり**

男女共同参画社会づくりへむけた取り組みを進めています。

施策の方針	事業名称	事業内容	実施時期		担当課
			前期	後期	
男女がともに社会参加できる府内外の推進体制や環境づくりを進める	男女共同参画社会の推進	男女共同参画計画に基づき、計画の啓発や具現化に取り組む。	○	○	総務課
	男女共同参画社会づくり条例の制定	男女共同参画推進懇話会において検討を行う。	○	○	総務課